

# わいわいマガジン

2018年9月6日(木)

〒271-0044

千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

吉村博税理士事務所

TEL 047-347-9009 FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

## 介護保険の被保険者

### 介護保険 2 種類の被保険者

介護保険の被保険者は第 1 号被保険者と第 2 号被保険者に分かれます。

第 1 号被保険者は市区町村に居住する 65 歳以上の人であり、第 2 号被保険者は市区町村に居住しかつ医療保険制度に加入している 40 歳以上 65 歳未満の人です。普通、会社員は 2 号被保険者に該当します。市区町村に居住している事が前提ですので住民票を除票して国外に居住している場合は介護保険制度の対象にはなりません。

### 第 2 号被保険者の介護保険料

医療保険(健康保険)に加入している 2 号被保険者の介護保険料は、会社から支払われる報酬から健康保険料と共に天引きされます。また、国民健康保険の加入者は国民健康保険料と共に納付書で払うか口座振替で支払います。

第 2 号被保険者で給与所得者の給与天引きはいつから控除されるのでしょうか？満 40 歳に達した月から控除されますが、介護保険料は健康保険料の天引きの規則と同じなので「当月支払いの報酬から控除できる社会保険料は前月分」のルールに基づき誕生月の翌月に支払われる報酬から天引きされます。

賞与では、支払われた月が 40 歳になった月と同じ場合は誕生日前でも介護保険は徴収されます。一方、退職日と 40 歳誕生月が同じ月の場合は月途中の退社であれば退職日が誕生日後でも保険料は徴収しません。

さらに 65 歳になった時には第 1 号被保険者になるので介護保険料は徴収せず年金からの特別徴収になります。

### 被扶養者の妻が 40 歳になったら

健康保険の被扶養者が 40 歳になっても被保険者から被扶養者分の介護保険料は徴収しません。健康保険組合で特定被保険者制度を採用している組合は被扶養者が 40 歳になった時は被保険者から介護保険料を徴収します。国民健康保険は被扶養者という概念でないため、同居家族が 40 歳になれば各々の分が徴収されます。

### 受けられる介護サービス

第 2 号被保険者は指定されている特定疾病が原因で介護状態になったら認定後介護サービスを受ける事ができます。第 1 号被保険者は理由は問われず介護状態になったら認定後、介護サービスを受けられます。



介護保険の適用を受けるには医師の意見書と市区町村への申請、認定調査により判断されます